

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例（昭和49年葉山町条例第34号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和5年11月28日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正されたことに伴い、個人番号カード利用者証明用電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への記録が可能となるため、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例（昭和 49 年葉山町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第 3 号において同じ。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の申請をすることができる。

第 12 条第 5 号中「個人番号カードに登録された暗証番号が入力されないとき又は個人番号カードに記録された」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）が改正されたことに伴い、個人番号カード利用者証明用電子証明書をスマートフォン（移動端末設備）に記録することが可能となるため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

マルチコピー機（多機能端末機）による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォン（移動端末設備）に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加することとした。

3 施行期日等

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

葉山町印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号 (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。「以下公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第3号において同じ）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の申請をすることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付制限)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書を交付しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前条第3項の規定による申請において、利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(6) 他の文書に押印された印鑑の証明を求められたとき。</p> <p>(7) その他町長が不適当と認めたとき。</p>	<p>○葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号 (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書（以下「利用者証明用電子証明書」という。）が記録された個人番号カードを利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付制限)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書を交付しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前条第3項の規定による申請において、個人番号カードに登録された暗証番号が入力されないとき又は個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(6) 他の文書に押印された印鑑の証明を求められたとき。</p> <p>(7) その他町長が不適当と認めたとき。</p>